

◎新潟県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業 富永・吉栄地区に係る換地計画において、次の従前の土地は換地を定めない又は地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

令和6年5月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 換地を定めない土地

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
燕市	吉田吉栄	一番割	249-1	田	955.90
			249-2	雑種地	49.94
			250-1	田	955.90
			250-2	雑種地	49.94
			251	田	880.00
			271-1	田	34.49
			271-3	田	86.49
			271-5	田	49.99
			274-1	田	198.09
	吉田	中増	2571-2	田	384.27

2 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）	特に減ずる地積（平方メートル）
燕市	吉田吉栄	一番割	248-1	田	493.05	69.47
			248-2	田	512.74	511.19
			268-1	田	978.33	130.87
			273	田	1,028.03	910.00
			274-2	田	830.00	651.91
	吉田	中増	2571-1	田	1,142.09	1,100.00
			2572	田	605.00	545.73